



2023年8月3日

各 位

会社名 丸紅株式会社  
代表者名 代表取締役社長 柿木 真澄  
(コード番号8002 東証プライム)  
問合せ先 広報部 報道課長 小山 龍平  
(TEL. 03-3282-7670)

会社名 セコム株式会社  
代表者名 代表取締役社長 尾関 一郎  
(コード番号9735 東証プライム)  
問合せ先 IR部長 余慶 徹  
(TEL. 03-5775-8225)

## アルテリア・ネットワークス株式会社株式（証券コード 4423）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

丸紅株式会社（以下「丸紅」といいます。）及びセコム株式会社（以下「セコム」といいます。丸紅及びセコムを総称して「公開買付者ら」といいます。）は、2023年7月5日よりアルテリア・ネットワークス株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しておりましたが、本公開買付けが2023年8月2日をもって終了いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

### 1. 買付け等の概要

#### (1) 公開買付者らの名称及び所在地

丸紅株式会社  
東京都千代田区大手町一丁目4番2号

セコム株式会社  
東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号

#### (2) 対象者の名称

アルテリア・ネットワークス株式会社

#### (3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

#### (4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	24,940,358株	8,293,500株	—株

合計	24,940,358 株	8,293,500 株	— 株
----	--------------	-------------	-----

- (注1) 本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（8,293,500 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（8,293,500 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者らが取得する対象者株式の最大数である 24,940,358 株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が 2023 年 6 月 29 日に提出した第 8 期有価証券報告書（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）に記載された 2023 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（50,000,000 株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（59,542 株）及び 2023 年 7 月 5 日現在において丸紅が所有する対象者株式数 25,000,100 株を控除した株式数（24,940,358 株）です。
- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含む。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注5) 公開買付者それぞれによる応募株券等の買付方法については、応募株券等の総数のうち、8,293,500 株までの応募株券等について丸紅が買付け等を行い、その残りの応募株券等についてセコムが買付け等を行うこととします。

#### (5) 買付け等の期間

##### ① 買付け等の期間

2023 年 7 月 5 日（水曜日）から 2023 年 8 月 2 日（水曜日）まで（20 営業日）

##### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、2023 年 8 月 17 日（木曜日）までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

#### (6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、1,980 円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（8,293,500 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（20,516,687 株）が買付予定数の下限（8,293,500 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じとします。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2023 年 8 月 3 日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）におい

て、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	20,516,687 株	20,516,687 株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—
合 計	20,516,687 株	20,516,687 株
(潜在株券等の数の合計)	—	—

(注) 公開買付届出書に記載のとおり、公開買付者らそれぞれによる応募株券等の買付方法については、応募株券等の総数のうち、買付予定数の下限と同数である 8,293,500 株までの応募株券等について丸紅が買付け等を行い、その残りの応募株券等についてセコムが買付け等を行うこととしておりましたが、丸紅及びセコムが買付け等を行った「株式に換算した買付数」の内訳は以下のとおりです。

公開買付者名	株式に換算した買付数
丸紅	8,293,500 株
セコム	12,223,187 株

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数	250,001 個	(買付け等前における株券等所有割合 50.06%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数	455,167 個	(買付け等後における株券等所有割合 91.14%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	498,934 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者及び相互に特別関係者に該当する公開買付者らを除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者有価証券報告書に記載された2023年3月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者有価証券報告書に記載された2023年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（50,000,000株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数

(59,542株)を控除した株式数49,940,458株に係る議決権の数(499,404個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算  
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

② 決済の開始日  
2023年8月9日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者であり、公開買付け代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。))の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、公開買付者らが2023年7月4日に公表した「アルテリア・ネットワークス株式会社株式(証券コード4423)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載した内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者らは、対象者の株主を公開買付者らのみとするための一連の手続を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、当該手続が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。今後の手続につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

丸紅株式会社

(東京都千代田区大手町一丁目4番2号)

セコム株式会社

(東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以 上